



リサイクルの方法が定められているものや、市で処理できないものは、収集・受入しません。
今月号では、問い合わせが多いものをピックアップしました。



パソコン(モニター含む)

販売店・リサイクルショップなどで
引取(買取)をしてくれる場合もあります



「パソコンリサイクル法」により、製造事業者・認定事業者等に
回収とリサイクルが義務付けられています。



OK → 各メーカーに回収依頼

各社ホームページや同梱のマニュアル等に受付窓口が記載されています。

OK → (一社)パソコン3R推進協会に回収依頼

自作、倒産・撤退したメーカーのパソコンを回収しています。
メーカーごとの受付窓口なども公開。
TEL:03-5282-7685
URL:<https://www.pc3r.jp/>



市の協定締結事業者(リネットジャパンリサイクル(株))に回収依頼

どんなパソコンでもOK!
設定した日時に、宅配業者が回収に伺います。
TEL:0570-085-800
URL:<https://www.renet.jp/>



フロンガス使用機器

販売店・リサイクルショップなどで
引取(買取)をしてくれる場合もあります

フロンガスは、オゾン層の破壊、地球温暖化といった環境への影響
が明らかになっており、フロンガスを回収し、適正に処理する必要が
あります。

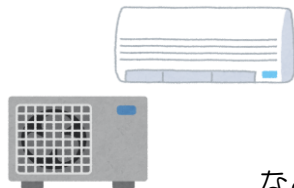


【たとえば、こんな製品に使用されています。】

業務用として製造された

冷蔵庫・冷凍庫

エアコン(室外機)



など

小型家電のうち

除湿器

ウォーターサーバー



など



- ・業務用として製造されたものは、家庭で使用していたものであっても、リサイクル家電(裏面)にはなりません。
- ・フロンを使用している機器は小型家電として排出できません。フロン回収後の処理については市役所へお問合せください。

→ 北海道に登録した「フロン回収業者」に処理依頼



リサイクル家電(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)

販売店・リサイクルショップなどで引取(買取)をしてくれる場合もあります

「家電リサイクル法」により、家電メーカーでのリサイクルが義務付けられています。

OK → 許可を受けた業者に回収依頼

許可を受けていない業者が収集・運搬することは違法です。

OK → 販売店での引き取り

引き取りを行っていない店舗もあります。事前にご確認を。

OK → 引取場所に自分で持ち込み

下記の手順で！

岩見沢市許可業者

石塚商事(有)	TEL:23-9838
(有)岩見沢古紙資源センター	TEL:25-0391
北清いわみざわ(株)	TEL:35-5228

廃棄する製品の
メーカー・サイズ等をメモ

製品により、リサイクル料金が異なります。



郵便局で
リサイクル料金の支払い

リサイクル料金を支払い、リサイクル券(証明書)をもらいます。



指定引取場所に持ち込み

リサイクル券と一緒に家電を持ち込みます。

【指定取引場所】

(有)北修
住所：岡山町12-47
電話：35-1684

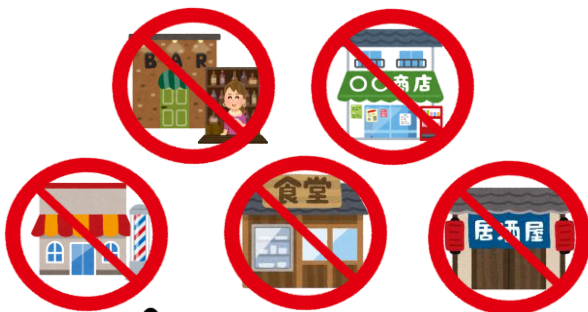


ファミリーマート
岩見沢岡山町店

事業所から出るごみ

事業所から出るごみ(事業系ごみ)は、**ごみステーションに出せません!**
自ら運搬するか許可を受けた業者に委託しなければなりません。

ダメ!



業種や規模に関係なく、仕事上のごみは**全て事業系ごみ**です。
みなさんの勤務先は適正に排出していますか? 確認しましょう!

× 事業所から出たと思われる
びんやペットボトル



それ、犯罪です!

不法投棄とは、「みだりに廃棄物を捨てること(廃棄物処理法第16条)」をいいます。そのため、「分別せずにごみステーションに出す」「事業所から出たごみをごみステーションに出す」といったルール違反も不法投棄となります。

× ごみステーションに
排出されたテレビ



【家庭ごみに関するお問い合わせ先】

市役所環境部廃棄物対策課(2階⑩番窓口) 電話 0126-23-4111(内線214・215)